

所管課	健康長寿部保険年金課														
施策の大綱	まちづくりの目標(章)			施策分野(節)			施 策								
	第2章 共生共感都市			07 健康			03 安心できる医療体制を充実する								
事業：子ども医療費助成事業										整理番号	0125				
目的	子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図る。														
目標	国の公費負担制度等の優先使用の周知など受益者負担の適正化を図りつつ、公費負担制度を充実し、福祉医療制度を適正に運用する														
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		178,489		コスト情報・評価	総コスト(千円)		184,207		総合評価	B	妥当性	A		
	財源内訳	一般財源		146,128		内訳	事業費		178,489			効率性	A		
		国府支出金		32,361			人件費		5,718			有効性	B		
		地方債		0			公債費		0		事業目的達成のため、適正な手段・経費で計画どおり当事業を実施した。				
		その他特定財源		0			一人あたり(円)		1,649						
							世帯あたり(円)		3,898						
貢献度		施策に対する事業貢献度		A		根拠		子どもを抱える家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、必要とする医療を容易に受けることができるようにし、安心できる医療体制を充実した。							
今後の方向性	国における医療保険制度等の動向や、大阪府内市町村の代表及び大阪府で構成する「大阪府福祉医療費助成制度に関する研究会」での検討を踏まえながら、持続可能な制度の構築に向け、福祉医療制度を適正に運用する。大阪府制度の助成対象が「通院3歳未満、入院就学前」であることから、大阪府市長会を通じ、府制度の拡充(対象年齢の拡充、所得制限の撤廃)を引き続き要望する。														

事業優先順位	1 細事業：子ども医療費助成事業										整理番号	01	
目的	子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図る。												
目標	国の公費負担制度等の優先使用の周知など受益者負担の適正化を図りつつ、公費負担制度を充実し、福祉医療制度を適正に運用する。												
事業実施主体	直営	事業開始年	平成5年度	根拠法令	河内長野市子どもの医療費の助成に関する条例								
事業費・財源			平成25年度	平成24年度	比較	コスト情報・従事職員数			平成25年度	平成24年度	比較		
	事業費(決算額)(千円)		178,489	172,392	6,097		総コスト(千円)		184,207	177,947	6,260		
	財源内訳	一般財源		146,128	136,307		9,821	内訳	事業費		178,489	172,392	6,097
		国府支出金		32,361	36,085		-3,724		人件費		5,718	5,555	163
		地方債		0	0		0		公債費		0	0	0
		その他特定財源		0	0		0		一人あたり(円)		1,649	1,576	73
				0					世帯あたり(円)		3,898	3,774	124
			0				職員数(人)		0.75	0.70	0.05		
		0			再任用職員数(人)		0.00	0.00	0.00				
今後の方向性	対象者の疾病又は負傷について、保険給付が行われた場合における療養に要する費用のうち規則で定める一部自己負担額を控除した額及び入院時食事療養費標準負担額を助成する。												
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	小学3年生までの通院、中学3年生までの入院 H25年度末医療証の交付数 7,081人(就学前4,870人、小学1~小学3年生2,211人)								
	A	A	B										

事業：子ども医療費助成事業

1. 事業の概要

子どもの健全な育成に寄与し、児童福祉の向上を図る目的で、0歳から15歳までの子どもに対し次のとおり医療費の助成を行った。

(1) 府の補助基準

①対象者（府の補助基準）

通院：0～2歳

入院（入院時食事療養費を含む）：0～6歳（就学前まで）

②所得制限（府の補助基準）

平成23年度までの児童手当（特例給付）の所得制限を準用。

③一部自己負担額

1医療機関あたり入通院 各500円/日（月2日限度）。1か月あたり負担限度額2,500円

④府補助率

1/2

(2) 市の単独事業

①対象者（府の制度超分）

通院：3歳～小学3年生まで（9歳に達した日以後、最初の3月31日まで）

入院（入院時食事療養費を含む）：小学1年生～中学3年生まで（15歳に達した日以後、最初の3月31日まで）

②所得制限（府の制度超分）

所得制限なし

細事業：子ども医療費助成事業

1. 実績

3月末現在

年度	合計	扶助費（円）						医療証 交付数 （枚）	15歳ま での人 口（人）
		通院 件数	通院費	入院 件数	入院費	食事 件数	食事 療養費		
25	166,334,426 (105,647,092)	101,756 (72,148)	125,531,739 (90,333,370)	909 (314)	38,524,577 (14,384,232)	651 (241)	2,278,110 (929,490)	7,081	13,962

※表中の（）内は、全体のうち市単独事業分を示す。